

仮設建築物の許可（建築基準法第85条第6項及び第7項）について

【仮設建築物の許可の概要】

期間の限定された仮設興行場や建替え等の工事期間中に必要となる仮設建築物は、特定行政庁（さいたま市長）の許可を受けることによって建築基準法の一部の規定が緩和されます。なお、建築基準法の緩和が必要のない場合は、仮設建築物の許可は不要です。

【許可対象建築物】

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等、共同住宅等のモデルルーム、選挙事務所等。

なお、市街化調整区域にあつては、開発許可制度との調整が必要なため、別途ご相談ください。

【仮設建築物の許可期間】

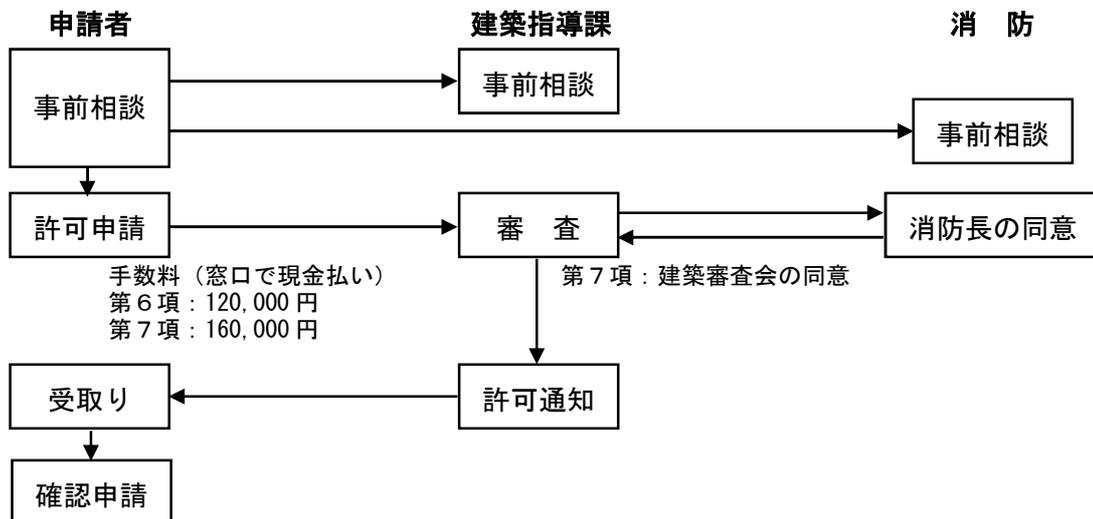
- ・ 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等、共同住宅等のモデルルーム、選挙事務所等の場合（第6項）

原則1年以内。ただし、建築工事期間中に使用する仮設店舗等については工事施工上必要とされる期間。

- ・ 国際的な規模の会議又は競技会等の仮設興行場等の場合（第7項）

当該仮設興行場等の使用上必要とされる期間。

【手続きの流れ】



※許可の要件は建築物の用途や存続期間等によって変わりますので事前にご相談ください。

※許可に係る標準処理期間は法第85条第6項の場合は30日間、第7項の場合は60日間です。

仮設建築物の許可（建築基準法第85条第6項及び第7項）申請図書

申請図書（正・副 各1部）

- 許可申請書（省令第44号様式）
- 委任状
- 付近見取図
 - ・ 本体建築物が別敷地にある場合は、仮設建築物との位置関係を明確にすること
- 配置図
 - ・ 周辺状況、敷地高低差、道路幅員等を明記すること
- 各階平面図
- 立面図（2面以上）

その他許可に要する資料等

- 理由書
 - ・ 仮設建築物として許可を申請する理由及び許可期間満了までに除却する旨の誓約
- 面積表（敷地・建築物）
- 断面図（2面以上）
 - ・ 排煙設備を含んだ断面
- 法チェック表（採光、換気、排煙、シックハウス等）
- 緩和条項チェックリスト
- 仮設建築物工程表及び本体建築物工程表
 - ・ 仮設建築物の存続期間（工事着手から解体完了まで）を明記すること
 - ・ 代替建築物及びモデルルーム等については本体建築物の工程表
- 構造計算書及び構造図（構造審査対象外のものを除く。）
- 本体建築物の確認済証の写し及び確認申請第一面から第六面の写し
 - ・ 代替建築物及びモデルルームの場合
- 土地区画整理法第76条許可通知書の写し
- 一時使用を目的とした土地賃貸借契約書の写し
 - ・ 賃貸借によって土地を確保した場合

担当窓口

○西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区

北部建設事務所 建築指導課

さいたま市大宮区大門町3-1 大宮区役所7階

TEL:048-646-3235 FAX:048-646-3268

○中央区、桜区、浦和区、南区、緑区

南部建設事務所 建築指導課

さいたま市中央区下落合5-7-10 中央区役所別館2階

TEL:048-840-6236 FAX:048-840-6267